福岡県医療指導課

事業概要

○　事業名

病床規模適正化事業

○　事業内容

①　医療機関が、過剰な病床を他の用途へ変更(※)する場合に必要となる改修費用について支援

※　研修室や職員休憩室、手術室など、医療機関の機能向上に資する用途変更（病床機能の転換以外）とする。

②　医療機関が、過剰な病床の削減に伴い不要となる建物（病棟・病室）や医療機器の処分を行った際に発生する損失について支援

③　医療機関が①又は②の取組みを実施することに伴い、当該医療機関に勤務する職員が早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）を活用して退職した場合に発生する退職金の割増分について支援

＜助成内容＞

	補助対象経費	基準額	補助率
①	工事費、工事請負費及び備品購入費	鉄筋コンクリート:200,900 円/㎡、 ブロック:175,100 円/㎡	1／2
②	固定資産除却損、固定資産廃棄損及び固定資産売却損	病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）	1／2
③	退職金の割増分	6,000 千円×退職職員数	1／2

※　詳細については「福岡県病床規模適正化支援事業補助金交付要綱」を参照ください。

※　様式等については、県ホームページからダウンロード可能です。

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/byousyoukibo-tekiseika.html